

東日本大震災復興特別区域法案骨子

平成23年10月

東日本大震災復興対策本部事務局

目次

- ・ 東日本大震災復興特別区域法案 骨子 1
- ・ 別紙 1 : 復興推進計画に基づく特別措置 4
 - ・ 別添 1 : 復興推進計画による規制・手続に関する特例 6
 - ・ 別添 2 : 復興推進計画による税制に関する特例及び利子補給 . . . 10
- ・ 別紙 2 : 復興整備計画に基づく特別措置 21

東日本大震災復興特別区域法案骨子

平成23年10月

東日本大震災復興対策本部事務局

1. 復興特別区域基本方針の策定

国は、復興特別区域（2の復興推進計画の区域、3の復興整備計画の区域及び4の復興交付金事業計画の区域をいう。以下同じ。）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定めるものとする。

[主な内容]

- ・ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・ 復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・ 復興特別区域における特別措置 等

2. 復興推進計画に基づく特別措置

(1) 復興推進計画の趣旨

個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

(2) 復興推進計画の作成

- 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）が単独で又は共同して作成することができるものとする。
- 民間事業者等は特定地方公共団体に対し、復興推進計画についての提案ができるものとする。
- 必要な場合には、関係地方公共団体から意見を聴いた上で作成するものとする。

(3) 特別措置

復興推進計画を国が認定することにより、規制、手続の特例、税制上の特例等の特別措置（別紙1）が適用される。

※ 計画は、特定の特別措置の適用を受けようとする場合において、当該特別措置に関するもののみについて作成することができ、その後、他の特別措置の適用を受ける等必要な場合には、追加・改定することができる。また、特定のテーマや特定の区域のみを対象とした計画を作成することができる。

(4) 新たな特別措置の提案

- 特定地方公共団体は、国に対し、復興の円滑かつ迅速な推進に関する新たな特別措置を提案できるものとする。
- 民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、国に対する提案をするよう要請することができるものとする。

(5) 国と地方の協議会

- 国の関係行政機関と特定地方公共団体は、県の区域ごとに、新たな特別措置その他の復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。
- 協議会には、必要と認めるときは、民間事業者等を構成員として加えることができるものとする。
- 特定地方公共団体は、国に対し、協議会を組織するよう要請することができるものとするとともに、国は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。
- 協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。
- 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

※ 必要に応じて地域別やテーマ別の分科会等を設置することは可能。
協議会において、国等は特定地方公共団体に対する助言、支援の提示等を行う。

(6) 地域協議会

- 特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し必要な事項を協議するため、地域協議会を組織することができるものとする。
- 民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、地域協議会を組織するよう要請することができるものとするとともに、特定地方公共団体は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。
- 協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。
- 地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めるものとする。

※ 必要に応じて特定のテーマや特定の区域のみを対象とするものを設置することは可能。

3. 復興整備計画に基づく特別措置

(1) 復興整備計画の趣旨

土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画

(2) 復興整備計画の作成

- 特定地方公共団体の市町村が単独で又は都道府県と共同して作成する。
- 必要に応じ、国等への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続を経る。
- 必要に応じ、関連地方公共団体、関係行政機関等から構成される復興整備協議会の協議を経る。

(3) 特別措置

復興整備計画の作成・公表により、復興整備事業等に関する特例（別紙2）が適用される。

4. 復興交付金事業計画に基づく交付金

(1) 復興交付金事業計画

著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画を、特定地方公共団体の市町村は単独で又は都道府県と共同して、特定地方公共団体の都道府県は市町村と共同して作成し、国に提出する。

(2) 交付金の交付

復興交付金事業計画に基づき、国は予算の範囲内で交付金を交付することができる。

5. その他

- 施行後5年以内に、施行状況について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

復興推進計画に基づく特別措置

1. 復興推進計画の作成

(1) 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

(2) 復興推進計画には、以下に掲げる事項を記載するものとする。

① 区域及び目標

② 推進しようとする取組の内容

③ ①の区域内に次に掲げる区域を定める場合は、当該区域

(ア) 産業集積の形成及び活性化を推進すべき区域（復興産業集積区域）

(イ) 居住の安定の確保及び居住者の利便の増進を推進すべき区域（復興居住区域）

(ウ) その他地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域

④ 適用する特別措置の内容及び実施主体

(3) 関係する地方公共団体及び実施主体の意見聴取

特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び実施主体の意見を聴かななければならない。

(4) 復興推進計画の申請についての提案

復興推進計画に定める事業を実施しようとする者及び当該事業の実施に密接な関係を有する者は、特定地方公共団体に対し、内閣総理大臣に申請をすることについての提案をすることができる。

提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請するか否かについて、提案者に通知しなければならない。申請しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(5) 地域協議会における協議

地域協議会が組織されているときは、復興推進計画に定める事項について地域協議会において協議をしなければならない。

2. 復興推進計画の認定

内閣総理大臣は、申請された復興推進計画が以下の基準に適合すると認めるときは、認定するものとする。

- ① 復興特別区域基本方針に適合するものであること。
- ② 復興推進計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与すると認められるものであること。
- ③ 円滑かつ確実な実施が見込まれること。

3. 特別措置

復興推進計画を内閣総理大臣が認定することにより、規制、手続の特例（別添1）、税制上の特例等（別添2）の特別措置が適用される。

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 漁業権の免許に関する特別の措置（漁業法第18条関係）

地元の漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められるときに、県が特定区画漁業権の免許事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、①地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人であって、②経理的基礎、技術的能力、事業計画の具体性、地域の活性化に資する等の効果、他の漁業との協調等に係る審査基準を満たすものについて、漁業法第18条の規定（優先順位の規定）の適用を除外し、第1順位として特定区画漁業権に係る免許をすることができるものとする。

2. 建築基準法における用途制限に係る特例（建築基準法第48条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第48条により指定されている用途地域において、建築が原則として禁止されている建築物を建築することができるものとする。

3. 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（建築基準法第49条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の特別用途地区における整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第49条第2項で定める建築物の建築制限の条例での緩和についての国土交通大臣による承認を不要とすることができるものとする。

4. 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（建築基準法第85条関係）

応急仮設建築物の活用に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の応急仮設建築物について、現行の存続期間（2年3ヶ月）を当該計画に定められた期間の範囲内で延長することができるものとする。

5. バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法第15条関係）

一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）に係る新設・変更等に係る事業を復興推進計画に定め、バス事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、路線の新設・変更等に係る道路運送法第15条の認可又は届出の手続が行われたものとみなすこととする。

6. 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例（公営住宅法第23条、第44条、附則第16項関係）

災害公営住宅等の建設等及び賃貸に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、以下のとおり、入居者資格要件の緩和等を行うことができるものとする。

- (1) 当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間（10年以内の期間に限る。）、入居者資格要件（住宅に困窮、親族の同居、入居者の収入要件）のうち住宅困窮要件を満たせば他の要件も満たすものとみなす。
- (2) 被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮（緩和）するとともに、譲渡対価の用途を公営住宅等の整備等のほか、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることができるものとする。

7. 公営住宅の処分等の手続に係る特例（公営住宅法第44条、第45条、第46条関係）

公営住宅等の用途廃止、社会福祉法人等による使用及び他の地方公共団体への譲渡に係る事業を計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、国土交通大臣の承認が行われたものとみなすこととする。

8. 食料供給等施設の整備に係る特例（農地法第4条、森林法第10条の2等関係）

津波被災地域において、食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等の食料の安定供給の確保又は地域の農林水産業の復興に資する施設）を整備する事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該施設の整備について、地域協議会の協議を通じた農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化を図るとともに、非代替性等の一定の要件を満たす場合に限り、優良農地であっても整備を認めることとする。

9. 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例（工場立地法、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）関係）

特定地方公共団体が、復興産業集積事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該計画において定められた復興産業集積区域で適用できる緑地面積率等の基準を、工場立地法又は企業立地促進法の準則に代えて条例で定めることができるようにするとともに、工場立地法により都道府県の権限に属する事務を当該市町村に移譲する。

10. 他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（河川法第35条等、電気事業法第103条関係）

河川法の許可を受けた水利利用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業が

定められた復興推進計画について、河川管理者を構成員とする地域協議会において当該水力発電事業に係る水利利用に関する計画が協議されていること等の一定の条件を満たした上で、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、河川法等で義務付けられている関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長の意見の聴取等の手続を省略することができるものとするとともに、河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定める場合に、他の水利使用に関する標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めることとする。

1 1. 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法第7条関係）

鉄道ルートの変更に係る事業を復興推進計画に定め、変更後の駅の位置及び名称に関し鉄道事業者の同意を得た上で申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法第7条の認可又は届出が行われたものとみなすこととする。

1 2. 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例（確定拠出年金法附則第3条関係）

地域の振興に資する事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、一定の要件の下、確定拠出年金の脱退一時金の支給要件を緩和（脱退一時金を支給）することとする。

1 3. 財産の処分の制限に係る承認手続の特例（補助金適正化法第22条関係）

上記の事業の実施に併せて補助金等により取得した財産を転用する事業を計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定をもって同法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。

1 4. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

○政令又は省令で規定する予定の特例措置

（1）都市公園の占用に関する制限緩和（政令事項）

復興のための仮設店舗その他の施設について、より柔軟に占用が認められるよう、都市公園の占用に関する都市公園の規模の制限等を緩和する措置を講じるものとする。

（2）医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（省令事項）

医療機器の製造販売業等の許可基準のうち現場責任者の実務経験に係る要件（3年）の緩和を行う。

※東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図るため、医療機器の医師主導治験への助成事業や税制上の優遇措置等と一体的に実施。

(3) 被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（省令事項）

被災地の医師不足の状況等を踏まえ、早急な医療・介護提供体制の確保のため、医療機関・介護施設等の人員配置基準・構造設備基準等について以下の特例を設ける。

① 仮設の医療機関に係る構造設備基準の特例（省令事項）

被災地域の仮設医療機関について、構造設備基準の取扱の特例を設ける。

② 医療機関に対する医療従事者の配置基準に係る弾力的対応（省令事項）

被災により人員配置に係る基準を満たすことが困難な医療機関に対し、医療従事者の配置基準について弾力的な対応を実施する。

③ 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応（省令事項）

被災により人員配置に係る基準を満たすことが困難な介護施設等に対し、医師の配置基準等について弾力的な対応を可能とする。

(4) 仮設薬局等の構造設備基準の特例（省令事項）

被災地域の仮設薬局等について、仮設薬局等の設置が容易になるよう薬局等の構造設備の基準を緩和する等、所要の措置を実施する。

15. 施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする。

復興推進計画による税制に関する特例及び利子補給

税制上の特例措置

I. 国税における特例措置

1. 復興特別区域制度の創設に伴う所得税に係る措置

(1) 復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社で一定の要件を満たすものの株式を払込みにより取得した場合には、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例による寄附金控除の適用を可能とする。

2. 復興特別区域制度の創設に伴う法人税に係る措置

(1) 新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に新設され、平成28年3月31日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において無税となるよう、次の措置を講じる。

- ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設する。

(注1) 本措置の対象法人は次の要件をすべて満たす法人とします。

- ・ 当該復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立された法人であること
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 当該復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・ 積立てを行う事業年度において、当該復興産業集積区域外に事業所等を保有しない法人であること
- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）の法人であること

(注2) この積立金は、指定の日から同日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準事業年度)以後の各事業年度において、基準事業年度末の準備金残高の10分の1に相当する金額を取り崩し、益金の額に算入する。

(2) 法人税の特別控除

平成28年3月31日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、指定期間(指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間)内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除ができる制度を創設する(税額控除率10%、法人税額の20%を限度)。

(注) 被災者は、①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者、又は②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者とする。

(3) 事業用設備等の特別償却等

復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。

(注1) 償却率は、機械・装置については、平成26年3月31日以前に取得等をした場合は100%、平成26年4月1日以降に取得等をした場合は50%とする。また、建物・構築物については25%とする。

(注2) 税額控除割合は、機械・装置については15%、建物・構築物については8%とする。なお、税額控除は法人税額の20%を限度とし、4年間の繰越しができることとする。

(注3) 上記(1)、(2)及び(3)の措置は選択適用とする。

(4) 研究開発税制の特例等

- ① 復興産業集積区域内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成28年3月31日までの間に開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却ができる制度を創設する。
- ② 上記①の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税の特別控除(法人税額の20%を限度)の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととする。

(5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

復興居住区域内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成26年3月31日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、25%の特別償却又は8%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、税額控除については法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しができることとする。

II. 復興特別区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興特別区域制度の創設に伴い、復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じる。

利子補給

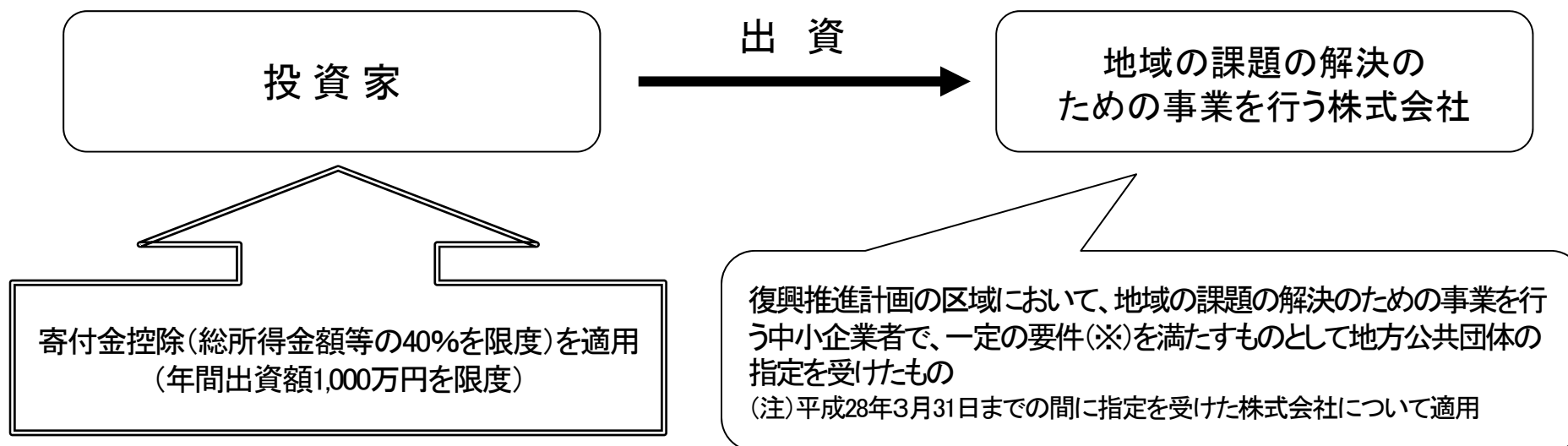
被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

利子補給率は0.7%以内とし、利子補給金の支給期間は、金融機関が事業の実施者へ最初に貸し付けた日から起算して5年間。

(注) 貸付額3億円以上の事業を対象にする予定。

「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

復興推進計画の区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、現行のエンジェル税制の寄付金控除の適用を可能とする。



(※)一定の要件(主なもの)〈東日本大震災復興特別区域法で規定〉

- 1 東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - ① 復興推進計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
 - ・ 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ・ 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
 - ・ 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ・ 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

復興産業集積区域における新規立地促進税制(新規立地新設企業を5年間無税とする措置)

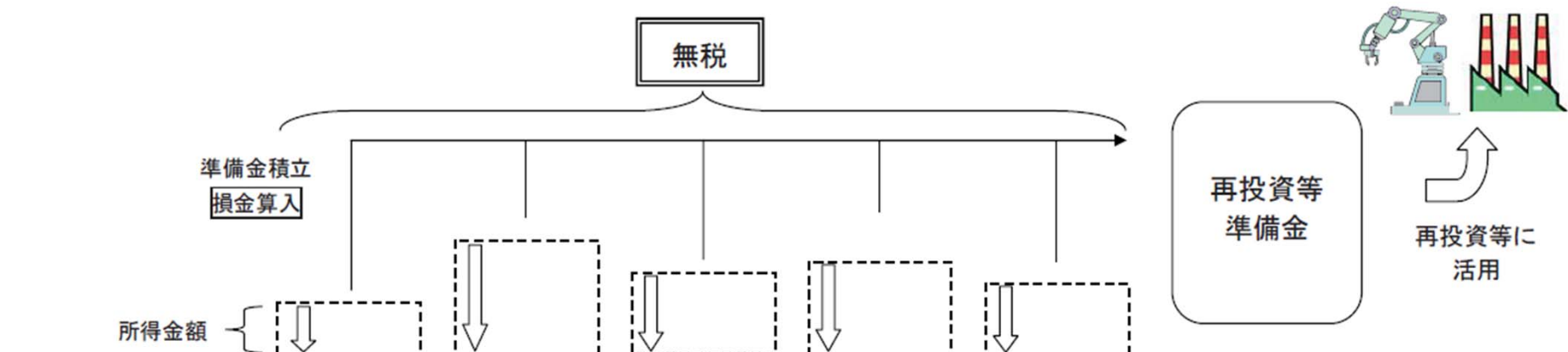
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が災地における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人^(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)制度を創設する。

(注) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること

(注) 本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用



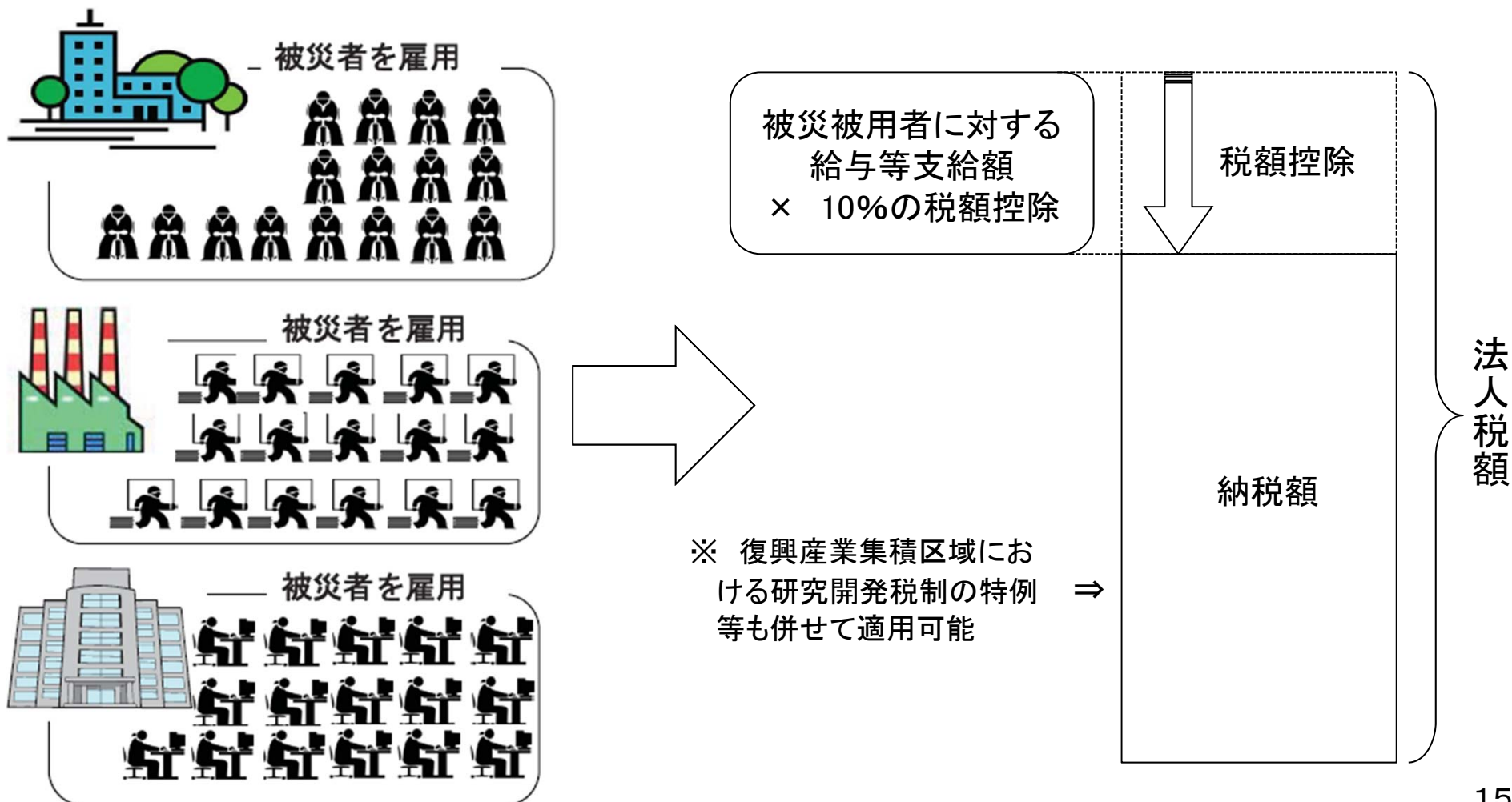
※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

復興産業集積区域における法人税の特別控除

○ 平成28年3月31日までに指定を受けた法人(注1)が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者に対する給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除できる。

(注1)雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2)復興産業集積区域における特別償却又は税額控除制度との選択適用。



復興産業集積区域における特別償却又は税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置:即時償却又は取得価格の15%の税額控除(注2)

(取得価格の50%の特別償却又は15%の税額控除(注2)(26年4月1日～28年3月31日))

○建物 :取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除(注2)

(注1)雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2)当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3)復興産業集積区域に法人税の特別控除制度との選択適用。

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

⇕ 【選択】

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

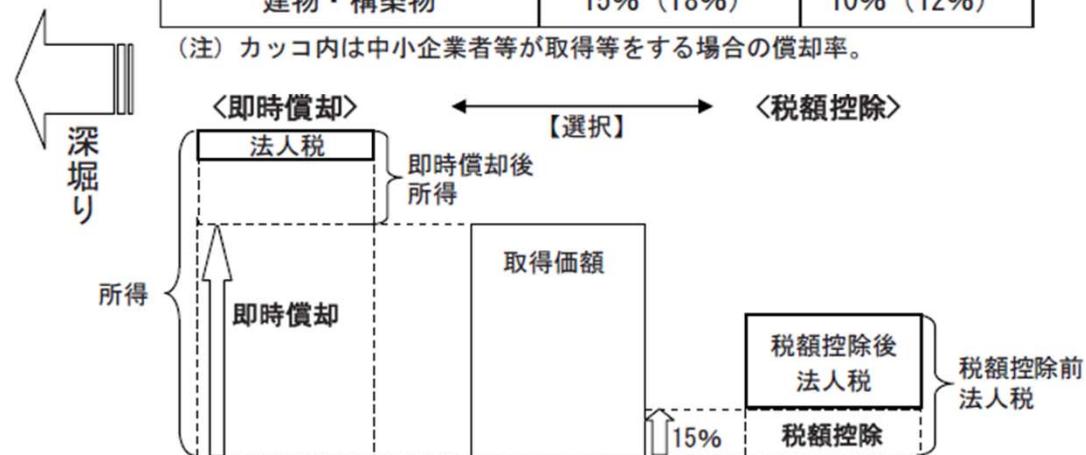
※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

【参考】震災税法第一弾で講じた措置

○被災代替資産等の特別償却(被災地域全域)

取得等の時期 資産等の区分	H23. 3. 11～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
建物・構築物	15% (18%)	10% (12%)

(注) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。



復興産業集積区域における研究開発税制の特例等

- (1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた法人(注1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。(12%の税額控除)
- (注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。
- (注2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8~10%の税額控除。特別試験研究費(大学等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(1) 即時償却



取得価額

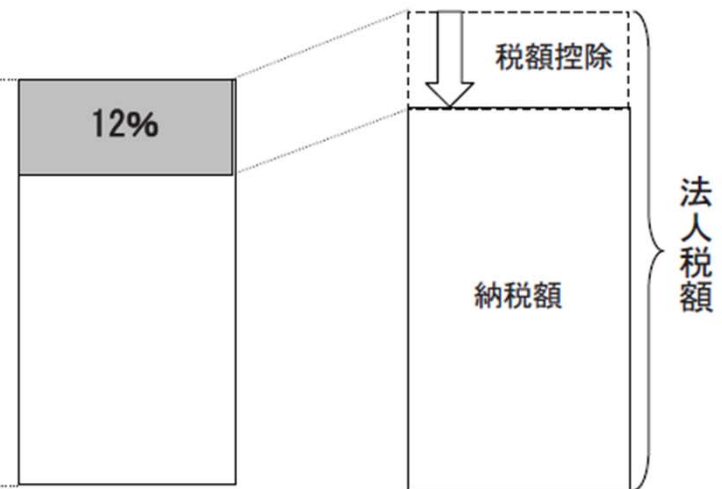
初年度
100%
償却

減価償却費



減価償却費について
特別試験研究費として
研究開発税制を適用

(2) 研究開発税制の特例

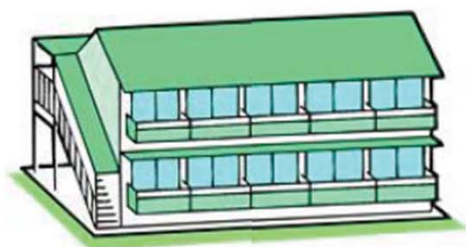


※試験研究費の総額について、8~10% (特別試験研究費の額については12%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。

復興住宅供給地域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間に、指定を受けた法人^(注)が復興住宅供給地域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる。

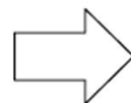
(注) 住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。



取得等



賃貸



25%の特別償却
又は
8%の税額控除



深掘り

- 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
5年間普通償却限度額の50% (又は70%) の割増償却

復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等^(注1)に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講ずる。

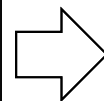
(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人等。

認定地方公共団体の指定を受けた法人等が復興産業集積区域内において
施設又は設備の新設又は増設

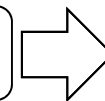


地方団体が地方税法第6条に基づく課税免除又は不均一課税を実施

- ・事業税
- ・不動産取得税
- ・固定資産税



減収が発生



減収額※を特別交付税の算定の基礎に算入



※ 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5カ年度分を対象とする。

復興特区支援利子補給金

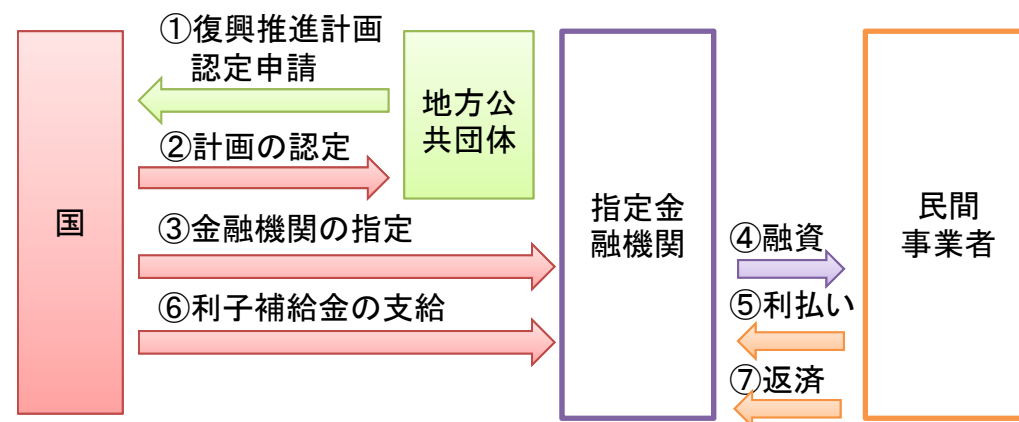
復興基本方針

4 (1) ①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。

事業イメージ



事業概要

○概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

○指定金融機関 : 対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要
(復興事業の検討に早期に加わることを期待)。

復興整備計画に基づく特別措置

1. 復興整備計画の作成等

(1) 次の①から④の地域のいずれかに該当し、円滑かつ迅速な復興を図るための事業の実施が必要な市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、単独で又は都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、復興整備計画を作成することができることとする。

- ① 東日本大震災の被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ② 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ③ ①②の地域と自然、経済等において密接な関係が認められ、かつ、①②の地域の住民の生活再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- ④ ①②③の地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要があると認められる地域

(2) 復興整備計画には、以下に掲げる事項等を記載するものとする。

- ① 区域（以下「計画区域」という。）
- ② 目標
- ③ 計画区域内の土地利用に関する基本方針（以下「土地利用方針」という。）
- ④ 復興整備事業（②の目標を達成するために必要な（3）に掲げる事業）
- ⑤ 期間

(3) 復興整備事業は、以下に掲げる事業とする。

- ① 市街地開発事業（都市計画法）
- ② 土地改良事業（土地改良法）
- ③ 復興一体事業（5（1））
- ④ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「集団移転促進法」という。））
- ⑤ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法）
- ⑥ 都市計画法の都市施設に該当する施設の整備に関する事業
（5（7）の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の整備事業を含む。）
- ⑦ 津波防護施設の整備に関する事業（津波防災地域づくりに関する法律。以下「津波防災地域づくり法」という。）

- ⑧ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法）
- ⑨ 保安施設事業（森林法）
- ⑩ 液状化対策事業
- ⑪ 造成宅地滑動崩落対策事業
- ⑫ 地籍調査事業（国土調査法）
- ⑬ 住宅施設、水産物加工施設その他の円滑かつ迅速な復興のために必要な施設の整備に関する事業

2. 復興整備協議会

被災関連市町村（被災関連都道府県と共同して復興整備計画を作成する場合には当該被災関連都道府県を含む。以下「被災関連市町村等」という。）は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、市町村長、都道府県知事等からなる復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができること等とする。

3. 復興整備事業に係る許認可等の特例

（1）農地転用の許可（農地法）の特例

- ① 被災関連市町村等は、復興整備計画に、復興整備事業を実施した場合には計画区域内で2ha超の農地転用を行うこととなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、協議会における協議等の手続を行うとともに農林水産大臣の同意を得なければならないものとする。
- ② 農林水産大臣は、①の土地利用方針が次に掲げる要件に該当するときは、同意をするものとする。
 - イ 1（1）①の地域の被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること
 - ロ 被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であること
 - ハ 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ③ ①の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該復興整備事業について、農地転用の許可があったものとみなすこととする。（農地法第4条、第5条）
- ④ （3）①のハ及びニの許可に関する事項に係る①の同意の基準については、②と同等の基準を設けることとする。

(2) 開発行為等の許可（都市計画法）の特例

1 (1) ①②③の地域の市街化調整区域内の開発行為等であって、地域の復興等を図るために実施することが必要であると被災関連都道府県知事が認めるものについては、都市計画法第34条の立地基準は適用しないこととする。（(3) ①の手続に従って、(3) ①イの事項を復興整備計画に記載する場合に限る。）

(3) 復興整備事業の実施に必要な許認可等の一元的処理

① 被災関連市町村等は、復興整備計画に、復興整備事業の実施に必要な次のイからチの許認可等に関する事項を記載しようとするときは、協議会における協議等の手続を行うとともに許認可等権者の同意を得なければならないものとする。

イ 都市計画区域等における開発行為等の許可（都市計画法第29条、第43条）

ロ 都市計画事業の認可又は承認（都市計画法第59条）

ハ 農地転用の許可（(1)に係るものを除く。）（農地法第4条等）

ニ 農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第15条の2）

ホ 保安林等における立木の伐採等の許可（森林法第34条等）

ヘ 特別地域における工作物の新築等の許可又は普通地域における工作物の新築等の届出（自然公園法第20条、第33条）

ト 漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港漁場整備法第39条）

チ 港湾区域における工事等の許可、臨港地区における工場の新設等の行為の届出等（港湾法第37条、第38条の2等）

② ①のイからチの許認可等に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業について、当該許認可等があったものとみなすこととする。

4. 土地利用基本計画の変更等の一元的処理

(1) 復興整備事業に関する事項には、当該復興整備事業の実施に関連して行う次の①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載することができることとする。

① 土地利用基本計画の変更（国土利用計画法第9条）

② 都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法第5条）

③ 都市計画の決定又は変更（都市計画法第18条、第19条等）

④ 農業振興地域の変更（農振法第6条、第7条）

⑤ 農用地利用計画の変更（農振法第8条、第13条）

⑥ 地域森林計画区域の変更（森林法第5条）

⑦ 保安林の指定又は解除（森林法第25条の2、第26条の2）

⑧ 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法第6条）

- (2) 被災関連市町村等は、復興整備計画に、(1) ①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載しようとするときは、当該事項に係る関係者を構成員に加えた協議会における協議等の手続を行うとともに、当該事項が都市計画、農用地利用計画、地域森林計画区域又は保安林の変更等に関する事項である場合には、その案の2週間の縦覧、利害関係人への意見書の提出機会の付与等の手続を行うものとする。
- (3) (1) ①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該変更等がなされたものとみなすこととする。

5. 各種の復興整備事業に関する特例

(1) 復興一体事業の創設

- ① 被災関連市町村は、1 (1) ①の地域において、土地区画整理事業及び農用地の改良又は保全のために必要な事業を一体的に施行する事業（以下「復興一体事業」という。）の事業計画を作成し、被災関連都道府県知事の認定を受けることができることとし、当該認定を土地区画整理法に基づく事業計画の認可とみなすこととする。（土地区画整理法第52条）
- ② 復興一体事業の事業計画においては、津波による再度災害を防止又は軽減するため、住宅及び公益的施設を集約する区域を定めることができること等とする。
- ③ 被災関連市町村は、復興一体事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならないものとする。
- ④ 被災関連市町村は、農業用排水施設等に係る事業の工事につき、被災関連都道府県に専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができることとする。

(2) 土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例

現行制度上、地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができないところ、復興整備計画に記載された土地区画整理事業及び(1)の復興一体事業については、1 (1) ①②③の地域内の市街化調整区域において事業を施行することができることとする。（都市計画法第13条）

(3) 土地改良事業に関する特例

- ① 土地改良区等からの申請によらず、県の発意で、区画形質の変更、農用地造成等の

土地改良事業を行うことができることとする。（土地改良法第87条の2）

- ② 土地改良施設の管理者との協議を経て県営土地改良事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、県営土地改良事業計画が定められたものとみなすこととする。（土地改良法第87条の2）

（4）集団移転促進事業に関する特例

- ① 復興整備計画に記載された集団移転促進事業については、次のイからハの措置を講ずるものとする。
 - イ 集団移転促進事業計画を都道府県が策定することができることとする。（集団移転促進法第3条）
 - ロ 公益的施設の用地の造成等に要する経費の一部を国が補助するものとする。（集団移転促進法第7条）
 - ハ 住宅団地等の用地を造成等した後に譲渡する場合であっても、当該用地の造成等に要する経費が譲渡の対価を上回る場合には、当該経費の一部を国が補助するものとする。（集団移転促進法第7条）
- ② 国土交通大臣の同意を得て、集団移転促進事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、集団移転促進事業計画が定められたものとみなすこととする。（集団移転促進法第3条）

（5）住宅地区改良事業に関する特例

- ① 国土交通大臣の同意を得て、住宅地区改良事業に関する事項として改良地区の指定に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、改良地区の指定があったものとみなすこととする。（住宅地区改良法第4条）
- ② ①の復興整備計画に記載する改良地区の指定に関する事項に併せて、居住の用に供される建築物であったもので震災によって損壊したため建築物でなくなったものが存する区域を含む地区に関する事項が記載された場合には、当該復興整備計画の公表をもって、当該計画に記載された当該建築物でなくなったものを不良住宅とみなして住宅地区改良法の規定を適用することとする。（住宅地区改良法第2条）
- ③ 国土交通大臣との協議を経て、住宅地区改良事業の事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該住宅地区改良事業の事業計画が定められたものとみなすこととする。（住宅地区改良法第5条）

(6) 漁港漁場整備事業に関する特例

農林水産大臣の同意を得て、特定漁港漁場整備事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、特定漁港漁場整備事業計画が定められたものとみなすこととする。（漁港漁場整備法第17条）

(7) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業の創設（津波防災地域づくり法において規定）

復興の拠点となる市街地が有するべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市施設として都市計画に定めることができることとする（全面買収方式で拠点を整備することを可能とする。）。

6. 復興整備事業の実施に係るその他の特例

(1) 建築行為等の届出及び勧告

復興整備事業の実施区域で被災関連市町村が指定する区域内の建築行為等については、届出及び勧告の対象とするものとする。

(2) 測量等のための土地の立入り等

復興整備計画の作成、復興整備事業の実施等のための測量、調査のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地への立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等を行うことができることとする。

(3) 地籍調査の実施に関する特例

国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、地方公共団体に代わって国土交通省が当該地籍調査を行うこととする。（国土調査法第2条、第6条の4等）

(4) 筆界特定の申請の特例

復興整備事業（土地収用法による事業認定を受けた事業等に限る。）を実施する者は、筆界特定登記官に対し、復興整備事業の実施区域内の土地及びこれに隣接する他の土地との筆界について、これらの土地の所有者の承諾を得て、筆界特定を申請することができることとする（ただし、土地所有者のうち所在不明の者がある場合には、その者の承諾を得ることは要しない。）。（不動産登記法第131条）

(5) 環境影響評価手続に関する特例

復興整備事業として行われる土地区画整理事業及び鉄道・軌道の建設・改良事業については、環境影響評価法に基づく手続ではなく、簡略化された環境影響評価の手続を行

うこととする。

(6) 独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例

独立行政法人都市再生機構は、本来業務に支障のない範囲内で行うことができるとする受託業務の要件にかかわらず、復興整備計画に記載された復興整備事業に係る受託業務を行うことができることとする。（独立行政法人都市再生機構法第11条）

(7) 農業振興地域の整備に関する法律の特例

復興整備事業の実施区域内にある農用地区域内の土地の農用地区域からの除外については、農用地区域の変更に係る要件を満たすほか、復興整備計画の期間が満了した土地である場合に限り可能とすることとする。（農振法第13条）

(8) 津波防災地域づくり法の特例

- ① 津波による被害を受けた被災関連市町村が、津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき復興整備計画を作成した場合には、津波防護施設管理者は、同法に基づく推進計画によらず、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができることとする。
- ② 津波による被害を受けた被災関連市町村が、津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき復興整備計画を作成した場合には、当該復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなして、津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（同法第15条）及び指定津波防護施設の指定（同法第50条）の規定を適用できることとする。